

## 船舶事故調査報告書

平成29年1月19日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）  
 委員 小須田 敏  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成28年3月20日 16時24分ごろ
発生場所	和歌山県和歌山下津港海南区 海南北防波堤灯台から真方位156°30m付近 （概位 北緯34°08.8′ 東経135°11.0′）
事故の概要	プレジャーボート <sup>コンポゼ</sup> CONPOZEは、北東進中、また、ミニボート（船名なし）は、漂流中、両船が衝突した。 ミニボート（船名なし）は、操縦者が負傷し、船尾部が分断して沈没し、また、CONPOZEは、推進器翼に曲損を生じた。
事故調査の経過	平成28年3月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート CONPOZE、5トン未満 271-25082和歌山、個人所有 8.05m (Lr) × 2.84m × 1.26m、FRP ガソリン機関、110.30kW、平成3年12月 B ミニボート（船名なし）、総トン数なし なし、個人所有 約2.38m×約1.20m×約0.40m、FRP ガソリン機関、1.49kW、不詳
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成18年5月19日 免許証交付日 平成28年2月8日 （平成33年5月18日まで有効） B 操縦者B 男性 45歳 操縦免許 なし
死傷者等	A なし B 重傷 1人（操縦者B）
損傷	A 推進器翼に曲損 B 船尾部が分断（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好

	<p>海象：波高 約1m、潮汐 高潮時</p>
<p>事故の経過</p>	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、和歌山下津港海南区で釣りを終えた後、前もって仕掛けておいたたこ籠を揚げる目的で、海南北防波堤灯台（以下「北防波堤灯台」という。）の北東方の岸壁付近に向けて約10ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で北東進した。</p> <p>船長Aは、平成28年3月20日16時24分ごろ、衝撃を感じ、操舵室から出て船尾方を見たところ、停船したA船に向かって泳いで来る操縦者Bを認めた。</p> <p>B船は、操縦者Bが1人で乗船し、和歌山下津港海南区の北防波堤東側で釣りを終え、16時20分ごろ漂泊している状態で釣り道具の片付けを始めた。</p> <p>操縦者Bは、釣り道具の片付けを終えて船外機を始動しようとしたところ、右舷方約10mの所にB船に向けて接近するA船を認めた。</p> <p>操縦者Bは、大声を上げたものの、危険を感じ、海中に飛び込んだ。</p> <p>操縦者Bは、船長AによりA船に引き揚げられた後、海南市所在のマリーナに運ばれ、マリーナの職員が119番通報で要請した救急車により、病院に搬送され、左脛骨骨幹部開放骨折と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、約10knの速力で航行すると、船首が浮上し、正船首から左に約60°の範囲に死角が生じていた。</p> <p>船長Aは、北防波堤灯台の南西方約1,000mで減速して針路を北東に向けた際、前方に他船を認めなかった。</p> <p>船長Aは、前路に他船はいないものと思い、増速して約10knの速力とし、操舵室前部右舷側にある操縦席に腰を掛けた状態で見張りを行っていた。</p> <p>船長Aは、針路を北東に向けた後、B船が北防波堤の陰からA船の進路方向へ圧流されたのではないかと本事故後に思った。</p> <p>操縦者Bは、北防波堤先端から北北西方約30mの同防波堤東側に設置されているはしごにB船の船尾からロープをつないで釣りをしていた。</p> <p>操縦者Bは、釣りを終えた後、はしごからロープを外して下方を向いて釣り道具の片付けを行っていた。</p> <p>操縦者Bは、北防波堤先端付近まで圧流されることはないものと思っていた。</p> <p>操縦者Bは、思っていた以上にB船が圧流されていたと本事故後に思った。</p> <p>操縦者Bは、釣り道具の片付けを終えてからロープを外せばよかったと本事故後に思った。</p>

	<p>B船は、旗などの標識を掲げていなかった。 操縦者Bは、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A あり、B なし A なし、B あり</p> <p>A船は、和歌山下津港海南区を北東進中、船長Aが、前路に他船はいないものと思い、左舷船首方の死角を補う見張りを行っていなかったことから、北防波堤の陰からA船の進路方向へ圧流されているB船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、北防波堤灯台の南西方約1,000mで減速して針路を北東に向けた際、前方に他船を認めなかったため、前路に他船はいないものと思ったものと考えられる。</p> <p>B船は、和歌山下津港海南区において、風力3の北風が吹く状況下、圧流されながら漂泊中、操縦者Bが、下方を向いて釣り道具の片付けを行い、見張りを行っていなかったことから、A船の接近に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>操縦者Bは、北防波堤先端付近まで圧流されることはないものと思われ、下方を向いて釣り道具の片付けを行っていたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、和歌山下津港海南区において、風力3の北風が吹く状況下、A船が北東進中、B船が圧流されながら漂泊中、船長Aが、前路に他船はいないものと思い、左舷船首方の死角を補う見張りを行っておらず、また、操縦者Bが、下方を向いて釣り道具の片付けを行い、見張りを行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ ミニボートは、他船から認識されやすくするために目印となる旗などの標識を掲げておくことが望ましい。</li> </ul>



付図1 事故発生経過概略図

